

静岡県告示第209号の5

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年3月19日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士裾野線	裾野市千福字繫橋256番の7から 裾野市石脇字棚69番の6まで	令和2年3月22日 正午